

令和4年1月25日

住民監査請求（福岡市特別定額給付金事業）に係る監査結果について

令和3年11月26日に提出を受けた地方自治法第242条に基づく住民監査請求について、監査を実施し、令和4年1月21日、別紙のとおりその結果を請求人へ通知（送付）しました。

なお、同年1月26日までに下記の福岡市監査事務局ホームページに掲載するとともに、同年2月中旬に福岡市公報へ掲載する予定です。

（ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/kansajimu/kansa1/shisei/kansa/index.html>）

※ なお、監査結果通知文中、請求人のうち個人の氏名（16頁目別表）については、請求人本人の意向及び個人情報保護の観点から一部被覆しています。

（担当課） 監査事務局監査総務課

（電話） 711-4703（内線7201）

（担当） 松熊

〈参考〉

地方自治法（抜粋）

（住民監査請求）

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

令和4年1月21日

請求人 原田 松美 ほか25名 様

福岡市監査委員 大 原 弥寿男
同 尾 花 康 広
同 水 町 博 之
同 本 野 正 紀

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

令和3年11月26日に提出のあった住民監査請求（福岡市職員措置請求）について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第1 住民監査請求の提出

1 住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）の内容等

(1) 請求人

別表のとおり。

(2) 提出日

令和3年11月26日

(3) 請求の要旨（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま。）

第1 福岡市長に関する措置請求の要旨

福岡市が株式会社パソナに対し、令和2年5月1日付業務委託契約書に基づき委託した福岡市特別定額給付金事業に関し、福岡市長は契約履行期間の初日

の令和2年5月1日から、福岡市職員をパソナの業務に派遣したところ、福岡市長が派遣した市職員の延べ人数は実に1000人を超えている。

しかるに、福岡市が仮にパソナに委託した同事業について、パソナの業務と切り離して、福岡市独自の事業として市職員に従事させたものであったとしても、その分、福岡市がパソナに委託した同事業は委託事務量が減少しているのであるから、福岡市はパソナとの間の業務委託契約書第12条に基づき、設計図書を変更させ、合わせて業務委託料を変更し（減少）なければならなかったにもかかわらず、当該措置を漫然と怠り、パソナに対し、減少した業務委託料の返還請求を怠っている。

したがって、福岡市長がパソナに対し、減少した業務委託料の返還請求をするべきであり、そのことについて福岡市長に対する措置請求を行うものである。

なお、福岡市がパソナに対し、求めるべき業務委託料は、別紙事実証明書記載のとおり、1893万0447円に上る。

第2 請求者

別紙（原田松美他，25名）のとおり

以上につき、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求する。

(4) 事実証明書

- ア 別紙 事実証明書
- イ 資料1 業務委託契約書
- ウ 資料2 業務委託仕様書
- エ 資料3 設計書（市民局特別定額給付金課作成資料）
- オ 資料4 業務計画書（株式会社パソナ作成）
- カ 資料5 業務報告書（株式会社パソナ作成）
- キ 資料6 「特別定額給付金事業について」と題する資料
- ク 資料7 支出命令書3回分

2 要件審査

本件監査請求は、自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、令和 3 年 12 月 9 日、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の種類

地方自治法第242条に規定する住民の監査請求に基づく監査

2 監査の対象

次の財務会計行為を対象に監査を実施した。

- (1) 福岡市が令和2年5月1日付業務委託契約書に基づき委託した福岡市特別定額給付金事業に関する公金の支出

3 監査の着眼点

- (1) 監査対象事項の公金の支出は、法令に違反する等により違法・不当なものであるか。
- (2) 上記(1)を踏まえ、監査対象事項の是正等のための措置を講ずる必要があるか。必要がある場合においては、いかなる措置を講ずるべきであるか。

4 監査の実施内容

(1) 監査対象部署

市民局総務部総務課

上記2(1)に掲げる行為の当時の所管課は、市民局総務部特別定額給付金課であるが、当該課は令和2年11月30日に廃止となり、業務及び書類等は市民局総務部総務課に引き継がれている。

(2) 請求人による陳述

令和4年1月5日、請求人による陳述を聴取した。なお、市民局総務部の関係職員が立会いを行った。

(3) 監査対象部署の関係職員による陳述の聴取

令和4年1月5日、市民局総務部の関係職員による陳述を聴取した。なお、請求人が立会いを行った。

(4) 監査対象部署に対する監査

市民局総務部職員に対し、令和3年12月17日に福岡市特別定額給付金事業に関する公金の支出関係書類の調査及び聴取調査を行った。

また、令和4年1月12日に、追加の陳述書の提出を受けた。

第3 監査の結果

1 確認した事実

(1) 契約締結から支払に係る事務について

① 契約締結

令和2年4月23日に福岡市特別定額給付金事業にかかる業務委託について、提案競技方式にて事業者の公募を開始した。なお、参加申込書の提出期限は同28日であった。

同27日に当該業務委託の総事業費上限額が691,000,000円であることを公表した。

同28日に株式会社パソナ（以下「パソナ」という。）より参加申込書を受理した。なお、参加申込書の提出期限である同日までに、ほかに参加申込書を提出したものはなかった。

同30日にパソナより企画提案書を受理した。

同年5月1日に、選定委員会による審査を経て委託事業者としてパソナを選定し、同日、パソナと、提案内容等を基に最終的な仕様を決める協議を行った。

同日、設計書を作成した。

同日、見積合わせを行った。

同日、パソナと、業務委託契約を締結した。業務委託料、業務内容及び履行期間は次のとおりであった。

[業務委託料] 682,028,490円

[業務内容及び履行期間]

印刷発送業務（契約締結日～令和2年10月30日）

コールセンター等業務（令和2年5月1日～10月30日）

事務処理センター業務（令和2年5月4日～10月30日）

区役所等相談受付補助業務（令和2年5月18日～7月31日）

なお、今回の請求において問題とされている事務処理センター業務の内容は次の通りである。

ア 申請書の受付

イ 審査

ウ 申請内容の管理業務等

エ 総合振込データ作成

オ 配慮を要する者への申請書等の発送・受付等

同日、パソナより再委託承諾申請書8通を受理した。

同日、パソナに対し、再委託承諾書8通を交付した。再委託先及び再委託を行う業務の範囲は次のとおりであった。

再委託先	再委託を行う業務の範囲
ビーウィズ株式会社	福岡市特別定額給付金事業におけるコールセンター等業務
凸版印刷株式会社	福岡市特別定額給付金事業における印刷発送業務
LINE Fukuoka 株式会社	福岡市特別定額給付金事業におけるシステム開発及びシステムメンテナンス（①チャットボット仕様策定及び開発②履行期間中のディレクション及びメンテナンス）
一般社団法人 YOU MAKE IT	福岡市特別定額給付金事業における外国人留学生の採用アドバイザー業務及び付随業務
株式会社テレコメディア	福岡市特別定額給付金事業におけるコールセンター等業務での3者間通話を介した通訳業務
株式会社パソナテキーラ	福岡市特別定額給付金事業におけるSalesforce環境の運用サポート（Salesforceの基本操作説明及びプロジェクトメンバーからの問合せ支援）Salesforceへのデータ投入支援、レポート作成支援
株式会社パソナマーケティング	福岡市特別定額給付金事業における窓口就業スタッフの事前研修講師業務
株式会社両備システムズ	福岡市特別定額給付金事業における支援システムの構築等

令和2年5月1日にパソナより着手届及び業務遂行責任者について（通知）を受理した。

② 契約変更

令和2年6月26日に予算執行変更伺を起案し、同日局長までの決裁を受け、設計変更及び仕様変更を行うとともに、同日、パソナに対し「契約の一部変更について」を発出し、協議を申し入れた。これに対しパソナは、同年7月1日に変更請書を提出した。

契約変更の内容は次のとおりである。

業務委託料：（変更前）682,028,490円 （変更後）705,734,365円

変更する業務：コールセンター等業務及び区役所等相談受付補助業務

変更理由：コールセンターの問合せ件数や1件当たりの対応時間の増加が見込まれたこと、相談員の配置期間の延長や配置場所の追加の必要性が生じたことによる。

③ 業務報告書

各月の業務報告書にて、印刷発送業務、事務処理センター等業務、コールセンター等業務、区役所等相談受付補助業務、特別定額給付金管理システムの実績を確認した。

なお、事務処理センター等業務の実績のみ下表に示す。

業務名等	項目名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
事務処理センター等業務	稼働日数(日)	28	29	22	22	20	22	143
	稼働延べ人数(人工) (リーダー、オペレーターのみ)	482	3,776	2,855	940	435	235	8,723
	電子申請件数(件)	42,013	—	—	—	—	—	42,013
	ダウンロード件数(件)	41,711	—	—	—	—	—	41,711
	申請書受付件数(件)	—	679,436	62,814	20,351	4,355	0	766,956
	審査件数(件)	—	624,832	119,092	20,190	6,840	30	770,954
	入金データ納品件数(件)	—	454,514	293,040	19,912	8,003	64	775,533

④ 委託料支払

令和2年7月1日に、パソナより同年5月1日から6月30日にかかる、部分完了届が提出され、同日、市民局特別定額給付金課において委託業務部分完了検査が実施された。

同年7月9日に、パソナより請求書が提出され、同年8月7日に5月分及び6月分の委託料379,513,992円を支出した。

同年9月1日に、パソナより同年7月1日から8月31日にかかる、部分完了届が提出され、同日、市民局特別定額給付金課において委託業務部分完了検査が実施された。

同月18日に、パソナより請求書が提出され、同年10月13日に7月分及び8月分の委託料257,727,650円を支出した。

同年11月2日に、パソナより同年9月1日から10月30日にかかる部分完了届及び完了届が提出され、同日、市民局特別定額給付金課において委託業務完了検査が実施された。

同月12日に、パソナより請求書が提出され、同月30日に9月分及び10月分の委託料68,492,723円を支出した。

(2) 契約締結後に発生した想定外の事象への対応について

① 設計時に福岡市が想定した業務量（事務処理センター等業務）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
開設日数(日)	26	22	21	20	20	22	131
従事者数/日(人)	25	135	135	50	10	5	360
従事者数/延べ日数(人)	650	2,970	2,835	1,000	200	110	7,765

② パソナ作成の業務計画書（兼業務運営マニュアル）Ver. 0.1 で示された内容

ア 人員配置計画

業務名等	項目名	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
事務処理センター等業務	配置日数(日)	20	22	21	20	20	22	125
	配置人数(人) <small>(リーダー、オペレーターのみ)</small>	21	127	127	25	10	6	316
	配置延べ人数(人) <small>(リーダー、オペレーターのみ)</small>	420	2,794	2,667	500	200	132	6,713

イ 福岡市とパソナとの連絡調整

定例会議を週1回行い、当該会議の場で進捗や処理上の課題について報告・協議することとし、その出席者は、福岡市が特別定額給付金課課長及び担当で、パソナが事業統括責任者、統括運用責任者及びプロジェクトマネージャーとした。

③ 契約締結後に発生した想定外の事象

ア 事務処理センター業務

(ア) 関係職員の陳述書によると、オンライン申請において、マイナンバーカードと住民基本台帳の情報の連動がなされておらず、手作業で住民基本台帳と照合をする必要が生じたとのことであった。

(イ) 関係職員の陳述書によると、オンライン申請において申請ミスを防止するというチェック機能が備わっていなかった為、同一世帯に対し支払いが重複していないか確認するための方法を確立する必要が生じたとのことであった。

(ウ) 関係職員の陳述書によると、オンライン申請情報は、国から提供されたフォーマットに反映される予定だったが、実際は適切に反映されないケースが多数あることが判明し、補正して手作業で再入力する必要が生じたとのことであった。

(エ) 関係職員の陳述書によると郵送申請について、対象件数約80万世帯分に対し、申請書発送後の6月に申請が集中することを見込んで、相当数の処理件数

に対応できる体制を構築していたが、6月8日までに約50万件以上の申請書が届くなど、想定を超える数の申請書を処理する必要性が生じたとのことであった。

(オ) 関係職員の陳述書によると、郵送申請の申請書には、通帳、キャッシュカード、運転免許証、健康保険証等の原本が同封されているものがあり、そのチェックや保管、返還の業務が新たに発生したとのことであった。

(カ) 関係職員の陳述書によると、オンラインと郵送の両方で申請をしたケースが多数あり、その申請にかかる二重支払いの防止のため、最終の二重チェックの工程を追加する必要性が生じたとのことであった。

上記(ア)～(ウ)については、過去の状況を具体的に示す資料は確認できなかったが、令和2年5月から8月にかけての新聞記事等を確認すると、多数の自治体において同様の状況が発生しているとの内容があり、福岡市においても、上記陳述内容のような状況が発生していたことが推認される。

また、(エ)については、パソナ作成の業務報告書によると、5月で電子申請を42,013件、6月で申請書を679,436件受け付けており、2カ月間で合計721,449件の申請を受け付けたことが確認でき、仕様書において「6月に申請が集中することが想定される」とあるものの、1(2)①によると、設計時には、6月には2,970人の人員が必要としており、その人員は、業務全体の必要な人員数7,765人の4割弱に当たることから、申請受付についても、800,000件の約4割の320,000件程度を想定していたと思われ、陳述書にあるとおり、想定を超える申請が集中したことは推認できる。

(オ)については、通帳、キャッシュカード、マイナンバーカード等の原本を一時預かったうえで簡易書留にて本人に返送した事績を料金後納郵便差出票及び書留・特定記録郵便物等受領証によって確認した。

(カ)については、提案競技実施時に示された「福岡市特別定額給付金事業業務委託仕様書」において、事務処理センター業務中「審査」の項目に「二重支払いを防止する策を講じること」とあり、それに対して、提案競技時のパソナの提案書の業務フローにおいては、1回の審査の工程の中で対処する想定であったことが確認できた。一方で、パソナが作成した実際の業務マニュアルにおいては、

審査の工程を一次審査と二次審査に分けており、陳述書にあるとおり、当初予定していなかった審査の工程が追加されたことが推認できる。

④ ③アに対する対処内容

ア ③ア(ア)～(ウ)について

関係職員の陳述書によると、対処内容は以下のとおりである。

新たに発生した業務については、委託の対象となっていなかったため、福岡市の業務として、令和2年5月1日から10日にかけて、市民局職員を動員し、データダウンロード、申請書印刷、添付ファイル印刷、住民基本台帳との照合などの業務に従事させたとのことである。これについては、5月1日から10日にかけて、市民局職員が動員されていることを従事者名簿にて確認し、市民局が作成した「特別定額給付金 応援業務概要」により、動員された職員に対し上記業務内容について特別定額給付金課の職員が説明を行ったことも確認できた。

その後、新たに発生した業務と委託の対象業務の分担について、福岡市とパソナで協議を行い、双方が行う業務を区分することとしたとのことである。なお、当該協議についての記録は、文書として残されていなかった。

協議の結果、福岡市が担当することとした業務について、同月13日から24日にかけて、市民局、教育委員会、環境局、財政局及び住宅都市局の職員を動員し、確認フォーム入力、2次書類審査及び最終審査の事務に従事させたとのことであった。これについては、「特別定額給付金事業に係る事務従事者について(依頼)」(令和2年5月8日付市総第78号)により、市民局が各局に対し、5月13日から29日までの予定で事務従事依頼をしたことを確認した。ただし、依頼文に示された従事内容は「データダウンロード、申請書、添付資料印刷、住基検索、書類審査、補正連絡」であった。また、25日から29日の動員については、実際は行われなかったことを従事者名簿にて確認した。

なお、福岡市職員の動員に当たっては、市民局長の依頼に基づき、各局において各所属長が当該事務に従事することについて職務命令を発し、また、実際の事務においては、市民局特別定額給付金課の職員の指揮のもと従事したとのことであった。勤務時間外の従事については、各所属長から時間外勤務命令が出されていたことを確認した。

イ ③ア(エ)～(カ)について

関係職員の陳述書によると、対処内容は以下のとおりである。

新たに発生した業務は委託の対象となっておらず、当初の設計業務量を大きく上回る事となったため、福岡市とパソナで協議を行い、双方が行う業務を区分し、パソナに増員を依頼するとともに、福岡市においても体制の強化を行うこととしたとのことであったが、当該協議の記録については、確認できなかった。

協議の結果、福岡市が担当することとした業務について、令和2年6月4日から21日まで（ただし5日は除く。）市民局職員を動員し、開封作業、バーコード入力、OCR読込などの事務に従事させたとのことであった。このことについては、従事者名簿により、6月4日から21日まで市民局職員が動員されたこと、市民局作成の「特別定額給付金 作業支援のみなさまへ」により、作業内容が上記のとおりであったことを確認した。

また、同月9日から19日までは、市民局に加えて教育委員会、環境局、財政局、住宅都市局、総務企画局、道路下水道局及び農林水産局の職員を動員し、市民局職員と同様の事務に従事させたとのことであった。これについては、「特別定額給付金事業に係る事務従事者について（依頼）」（令和2年6月8日付市総第132号）により上記各局に対し6月9日から12日までの事務従事を依頼したこと、またさらに、「特別定額給付金事業に係る事務従事者について（依頼）」（令和2年6月11日付市総第138号）により、上記各局に対し6月15日から19日までの事務従事を依頼したことを確認した。

なお、福岡市職員の動員に当たっては、市民局長の依頼に基づき、各局において各所属長が当該事務に従事することについて職務命令を発し、また、実際の事務においては、市民局特別定額給付金課の職員の指揮のもと従事したとのことであった。

⑤ ③ア(ア)～(カ)に対応した市職員の動員状況

関係職員の陳述書によると、市職員の動員実績は7,656人・時間であった。

⑥ パソナが新たに発生した業務の対応にあたり、強化した人員数及び業務量

ア 人員数

	市の当初設計(A)	パソナの動員実績(B)	強化した人員数(B)-(A)
人員数(人)	7,765	8,723	958

イ 業務量

強化した人員数(人)	従事時間(時間)	業務量(人・時間)
958	8	7,664

2 判断

請求人は、福岡市がパソナに委託した事業のうち、事務処理センター業務について、福岡市の職員を従事させたのであるから、パソナの事務処理センターにかかる業務量は契約時に想定されたものよりも減少しているはずであり、それにもかかわらず、事務処理センター業務について業務委託料を減額することなく、福岡市が当初予定どおりに支払いを行った行為が違法又は不当な財務会計行為であり、福岡市が払いすぎてしまった委託料について、市長はパソナに対し返還請求をすべきである、と主張していると思われる。

この点について、以下検討する。

(1) 契約締結後に発生した想定外の事象に対する対処について

確認した事実にあるとおり、想定外の事象が発生したが、関係職員の陳述書によると、その際、パソナと協議を行い、新たな業務が加わった場合に必要な従事者数を見積もったところ、当初予定していた従事者の10%を超える人員の必要性が見込まれるとのことであり、当初契約額の範囲内で対応できるものでなく、設計変更をして業務委託料を増額変更する対応が必要となる規模であったとのことである。

しかし、パソナが人員を確保するには一定の期間がかかることから、1日も早く特別定額給付金を支払うため、パソナと調整・協議を行い、福岡市が行う業務とパソナが行う業務を区分し、福岡市が行うこととした業務について市職員を動員することとしたとのことであった。

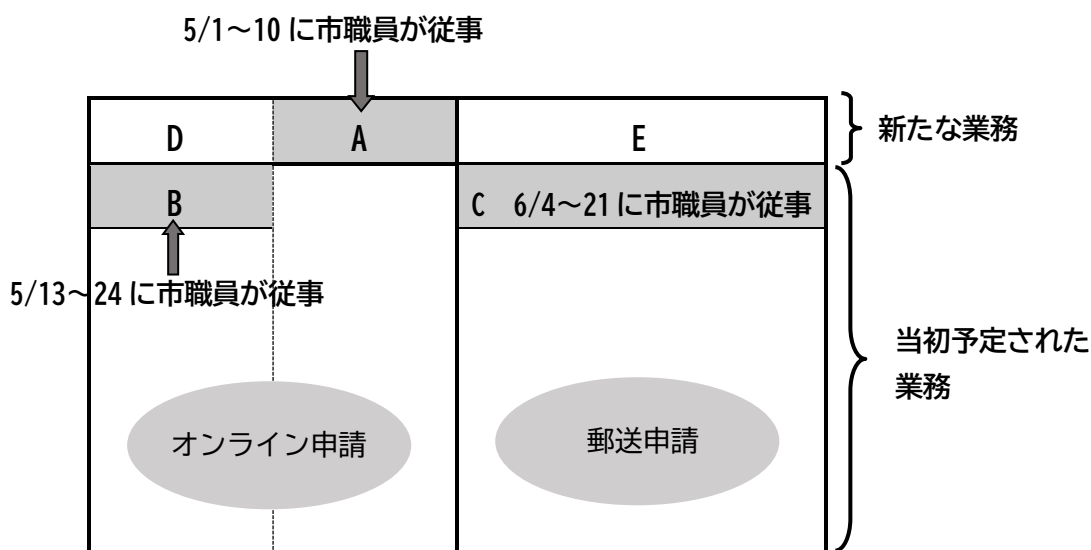
1(2)⑥にあるとおり、当初設計で想定していた人員数は延べ7,765人であり、新たに発生した業務に従事した人員数は延べ1,129人（1日8時間で換算、13P図下部の【説明】参照。）と考えられるから、実際14.5%程度の増となっており、当初契約額の範囲内で対応できるものではないとした市の判断に不合理な点はない。また、パソナが人員を確保するには一定の期間がかかる一方、早期支払いの必要性が高いため、市とパソナが協議し業務を区分することについては、理由があるものと考えられる。当該判断の是非について、業務ごとに区分して以下検討する。

(2) オンライン申請業務について

① 5月1日から10日の間の動員について（13P図中A部分）

新たに発生した業務について、福岡市の業務として、市職員が従事したものであり、当初の契約の範囲外であると判断できる。5月10日を過ぎた後は、パソナの業務となっており、仕様書、設計書等の変更が必要であったと考える。

(図) 事務処理センターにおける福岡市とパソナの業務分担イメージ



【説明】

Aの業務量 171人×8時間=1,368人・時間

D+Eの業務量 = パソナが強化した業務量 = 7,664人・時間 (1(2)⑥)

A+D+Eの業務量 = 1,368人・時間 + 7,664人・時間 = 9,032人・時間

新たな業務に従事した人員数 9,032人・時間 ÷ 8時間 = 1,129人

② 5月13日から24日の間の動員について（上図中B部分）

新たに発生した業務について、パソナにおいて業務を分担することとし、あわせて、当初の契約の範囲内の業務の一部について市職員が従事することとしたとのことであるが、当該変更部分について、仕様書、設計書等の変更が必要であったと考える。

なお、福岡市職員の動員に当たっては、市民局長の依頼に基づき、各局において各所属長が当該事務に従事することについて職務命令を発したことが文書等で確認できており、また、実際の事務においては、市民局特別定額給付金課の職員の指揮のもと従事したとのことであるから、パソナの業務に派遣したとする請求人の主張する事実は認められなかった。

(3) 郵送申請業務について

新たに発生した業務について、パソナにおいて業務を分担することとし、あわせて、当初の契約の範囲内の業務の一部（上図中C部分）について市職員が従事することとした。この際、上記2(2)②同様、仕様書等の変更が必要であったと考える。また、職務命令及び事務従事中の指揮命令についても、上記と同様である。

(4) 仕様書、設計書等の変更を行わなかった理由について

関係職員の陳述書によると、パソナとの協議の結果、パソナが追加で行うこととした新たな業務（13P 図中 D、E 部分）と、当初委託業務のうち市職員が一定期間行うこととした業務（13P 図中 B、C 部分）がほぼ等量であると判断し、委託料の変更は必要ないと判断し、設計図書の変更はしなかったとのことである。関係職員の陳述書によると、新たに発生した業務への対処を原因として、パソナが増員した人工（13P 図中 D、E 部分の人工）は 7,664 人・時間であり、2 (2)②及び(3)の業務（13P 図中 B、C 部分）に動員された福岡市職員の人工 7,656 人・時間とほぼ同量となっている。この点について、監査委員において資料により確認したところ、2 (2)②及び(3)の業務に動員された福岡市職員の人工は 7,606 人・時間との計算になり、おおむね等量と判断することができる。従って、委託料について増減しないとの判断には理由がないとは言えない。しかしながら、上記 2 (2)②及び(3)にあるとおり、契約時とは異なる状況が発生し、パソナが従事すべき業務について、当初予定したものから変更があるのであれば、本来は契約書に従い、委託料に変更が生じなくとも、仕様書、設計書等を変更すべきであった。

(5) 書面主義について

契約の内容となる業務の範囲等が変更になった場合、それを定める仕様書、設計書等は当然に変更すべきである。また、契約書第 2 条において、「この契約書に定める請求、催告、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「請求等」という。）は書面により行わなければならない。」とされており、福岡市とパソナが再三行った業務の分担等についての協議内容については、協議録を残すべきものである。

なお、同条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、すでに行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。」と定めている。

本事業においては、早急に特別定額給付金を給付するという大きなミッションがある中、想定外の事象が生じ、その対処をしつつ最短の期間で事業を完遂しなければならないという、大変に難しい状況下であり、ひとまず、口頭の協議をもって業務の内容を定めていくことは、致し方なかったと言える。しかし、後日、すでに行った請求等を書面に記載しパソナに交付すべきところ、それを行わなかったことや、

協議内容を書面で残していないことについては、不適切である。

(6) 財務会計行為の違法性・不当性について

(5)にあるとおり、事務手続きにおいて不適切な点は見受けられたが、①口頭での協議により事務分担については区分を行い、指揮命令系統についても分けていること、②想定外の事象に対処するため、福岡市は職員を事務従事させたが、パソナも増員して対応を行い、かつ、当初委託業務のうち市職員が一定期間行うこととした業務と、パソナが追加で行うこととした新たな業務については、ほぼ等量であると評価でき、そのため、当初の委託料を変更する必要もなかったこと、以上の点から、福岡市が事務処理センター業務について委託料を変更せず、当初予定されたとおりの委託料を支払ったことは、違法であるとは言えない。また、当初の委託料を変更する必要がなかったのであるから、そこに裁量の範囲の逸脱も認められず、不当であるとも言えない。

3 結論

以上のとおり、福岡市がパソナに対し、委託料を支払った行為については、違法性・不当性は認められず、そのためパソナが福岡市に対して返還すべきものも認められないため、請求人の主張には理由がなく、本件監査請求を棄却する。

第4 福岡市長に対する監査委員の意見

この度の監査に当たり、契約にかかる一件書類等、必要な書類について提出を求め、確認を行ったが、業務内容に変更があるものの、仕様書、設計書等の変更がなされていないほか、業務分担に関する協議録も作成されていなかった。また、仕様書において、受託者に提出を求めべきとされている書類が確認できない等、事務処理上の不備が多数見受けられた。本事業を行うに当たっては、想定外の事象が生じる中で、しかも早急に事務を行わねばならなかった状況があったとはいえ、本契約の一件書類における不備の多さは、契約行為に関する意識が著しく低かった結果と言わざるを得ない。今後、同様の事態が生じないように、職員に対し、適切な事務の執行について注意喚起されたい。

別表（請求人一覧）

原田 松美	星野 美恵子
井下 顕	羽田野 盛仁
長野 洋三	立川 孝彦
嶽村 久美子	林 健一郎
●● ●●●	井藤 明美
江口 謙二	宮本 武夫
内田 大亮	岡田 洋
下田 多美子	●● ●●
舟越 光彦	三苫 哲也
川原 康裕	林田 賢一
石川 捷治	石村 善治
行徳 収司	木村 拓史
熊谷 芳夫	熊谷 敦子